

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成27年2月6日付け答申第117号)

1 事案の概要

H25.7.1 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求（以下「本件開示請求」）。

「水俣病認定申請棄却処分取消等請求上告受理申立て事件に関する上訴で、熊本県は最高裁に平成24年4月27日付けで「上告受理申立て理由書」を提出した。この理由書は、水俣病患者である 氏を否定する理由として「 の世帯は農家であり、魚介類の喫食頻度も2日に1回程度」（45頁）とした。県がこれらの記載に至った経緯の議事録。」

H25.8.13 実施機関

本件開示請求について、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）

H25.10.17 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H25.10.24 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第158号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消すことを求める。
- ・実施機関は、上告受理申立て理由書について、「担当者の起案した文案が県庁内の決裁プロセスを経て作成されたものである。」と主張しているが、 氏及び異議申立人に、そのプロセスを示すべきである。

(2) 実施機関

上告受理申立て理由書は、担当者の起案した文案が県庁内の決裁プロセスを経て作成されたものであり、そもそもその経緯の議事録作成は予定されていない。よって、本件請求文書を作成・取得していないことから、不存在による不開示とした。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った不存在による不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

上告受理申立て理由書は、担当者の起案により、決裁プロセスを経て作成されるものであり、本件開示請求に係る記載内容が、従来から他の訴訟においても使用されている資料に基づき記載されていることからすれば、当該資料に記載されている事項を上告受理申立て理由書に採用することについて、特に議論等もなかったことから、本件請求文書を作成していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成25年10月24日（諮問第158号） 答申日：平成27年2月6日（答申第117号） 事案名：水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の作成に係る議事録の不開示決定（不存在）に関する件（水俣病審査課分）
--

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟（以下「本件訴訟」という。）の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の作成に係る議事録（以下「本件請求文書」という。）について、平成25年8月13日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 平成25年7月1日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 「水俣病認定申請棄却処分取消等請求上告受理申立て事件に関する上訴で、熊本県は最高裁に平成24年4月27日付けで「上告受理申立て理由書」を提出した。この理由書は、水俣病患者である 氏を否定する理由として「 の世帯は農家であり、魚介類の喫食頻度も2日に1回程度」（45頁）とした。県がこれらの記載に至った経緯の議事録。」
- 平成25年8月13日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 平成25年10月17日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 平成25年10月24日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 異議申立ての趣旨
 本件不開示決定を取り消すことを求める。
- 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、上告受理申立て理由書について、「担当者の起案した文案が県庁内の決裁プロセスを経て作成されたものである。」と主張しているが、氏及び異議申立人に、そのプロセスを示すべきである。
- (2) また、実施機関は、当該理由書の作成に当たって「そもそもその経緯の議事録作成は予定されていない。」とも主張しているが、この実施機関の無責任な姿勢こそが、氏を長い年月にわたって放置してきた最大の要因であったことから、異議申立人は「実施機関はとても情けないところだ」と言いたい。
- (3) 実施機関が開示しないとして不開示としたのは理由がないことから、この判断は「不当」であり、異議申立人は、この処分を取り消すこととしたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 本件請求文書について

本件請求文書は、本件訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の中で、「の世帯は農家であり、魚介類の喫食頻度も2日に1回程度」（45頁）と記載するに至った経緯の議事録である。

2 本件請求文書の不存在について

上告受理申立て理由書は、担当者の起案した文案が県庁内の決裁プロセスを経て作成されたものであり、そもそもその経緯の議事録作成は予定されていない。

よって、本件請求文書を作成・取得していないことから、不存在による不開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、県が本件訴訟において、最高裁判所に提出した上告受理申立て理由書中、特定個人の世帯が農家である等の記載に至った経緯が分かる議事録の開示を求めたものである。

2 本件不開示決定について

実施機関の説明によると、本件開示請求に係る上告受理申立て理由書の記載内容については、その記載内容に係る根拠資料が、メチル水銀の曝露歴を示す資料として従来から他の訴訟においても使用されており、当該資料に記載されている事項を上告受理申立て理由書に採用することについて、特に議論等もなかったことから、その経緯を記録した議事録を作成していないため、不存在による不開示決定を行ったということであった。

3 本件不開示決定の妥当性について

上記第4の2に記載のとおり、上告受理申立て理由書は、担当者の起案により、決裁プロセスを経て作成されるものであり、本件開示請求に係る記載内容が、従来から他の訴訟においても使用されている資料に基づき記載されていることからすれば、当該資料に記載されている事項を上告受理申立て理由書に採用することについて、特に議論等もなかったことから、本件請求文書を作成していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

したがって、本件請求文書について、実施機関が不存在による不開示決定をしたことは、妥当である。

なお、当審査会としては、本件開示請求が、特定個人の世帯が農家であることを前提に請求された内容のものであり、本件請求文書の存否を明らかにした場合、特定個人の世帯が農家であるかどうかという個人に関する情報を明らかにしてしまう結果となるのではないかと考えたため、実施機関に説明を求めたところ、当該情報は、実施機関が、本件訴訟において裁判所に提出した上告受理申立て理由書に記載し、その根拠となる資料の存在を公にしており、かつ、本件開示請求の時点において、上告受理申立て理由書に記載された内容が、本件訴訟の関係者によりホームページにも掲載され、公知の事実となっていたため、本件請求文書の存否を明らかにしたということであった。

このことからすれば、本件請求文書の存否を明らかにしたとしても、不開示情報を開示することとはならないと認められる。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 馬場 啓
 会長職務代理者 上拂 耕生
 委 員 石井 麻衣子
 委 員 立石 邦子
 委 員 原島 良成

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年10月24日	・ 諮問（第158号）
平成25年11月29日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成25年12月20日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成26年 1月14日	・ 審議
平成26年 3月10日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成26年 4月24日	・ 審議
平成26年 5月19日	・ 審議
平成26年 6月 9日	・ 審議
平成26年 7月14日	・ 審議
平成26年 8月11日	・ 審議
平成26年 9月 8日	・ 審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日	・ 審 議
平成 2 6 年 1 1 月 1 0 日	・ 審 議
平成 2 6 年 1 2 月 8 日	・ 審 議
平成 2 7 年 1 月 2 0 日	・ 審 議